

福岡県宿泊税検討委員会 報告書（素案）

令和 5 年 7 月

福岡県宿泊税検討委員会

目次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 福岡県の観光を取り巻く状況・・・・・・・・ 1
- 3 福岡県宿泊税条例の施行状況・・・・・・・・●
- 4 税制度のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・●
- 5 おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●

1 はじめに

(1) 宿泊税導入の経緯

観光は、産業の裾野が非常に広く、大きな経済波及効果を創出するものであり、人口減少、少子高齢化が進む中、観光振興に取り組むことにより、交流人口を拡大し、消費と雇用を生み出すことは、地方創生の観点からも、非常に重要な取組である。

福岡県では、さらなる観光需要の増加に向けて、福岡県が果たすべき役割、取り組むべき施策、施策を推進するために必要となる財源確保策を検討するため、2018(H30)年に「福岡県観光振興財源検討会議」が設置された。

同会議から県に対して、観光振興財源として宿泊税の導入が適当である旨の提言がなされ、県は福岡県宿泊税条例を制定し、2020(R2)年4月から宿泊税を導入した。

(2) 福岡県宿泊税検討委員会について

福岡県宿泊税条例は、附則第6条において、「条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする」としている。

条例の施行から3年を経過したことから、附則第6条に基づく検討を行うため、2023(R5)年4月に学識経験者や観光業関係団体代表者などで構成される本委員会が設置された。

本委員会では、条例施行後の福岡県の観光を取り巻く状況や、福岡県宿泊税条例の施行状況、税制度のあり方について議論してきた。

検討の対象となる3年間は、コロナ禍という特殊な状況下であり、税の施行状況は当初の想定どおりにはいかなかった点があるものの、納税者である宿泊客や、事業者の声も聴きながら、可能な限りの検討を尽くし、検討の結果をここに報告書としてとりまとめた。

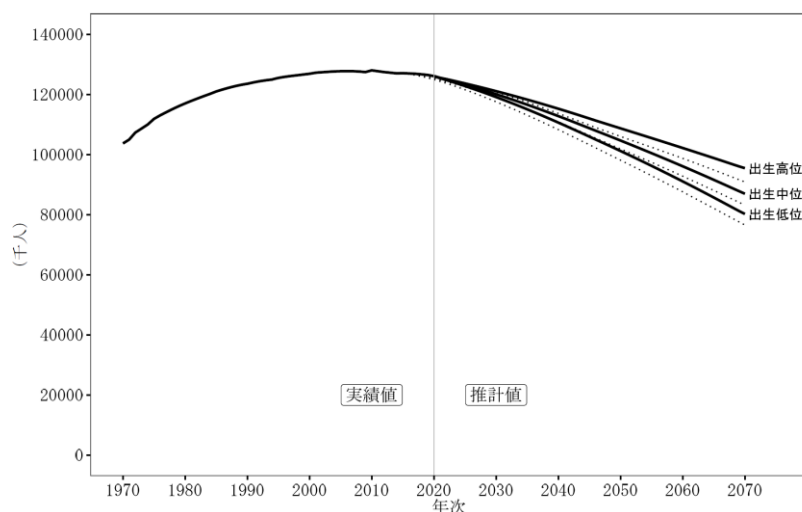
2 福岡県の観光を取り巻く状況

(1) 社会経済情勢

①日本の人口減少

日本の人口は、2020(R2)年時点では1億2,615万人であったが、国立社会保障・人口問題研究所によれば、2050年には1億469万人(2020年比▲17.1%)、2070年には8,700万人(2020年比▲31.1%)に減少すると予測されている(※出生中位・死亡中位での推計)(資料1)。

[資料1：将来人口の推計]



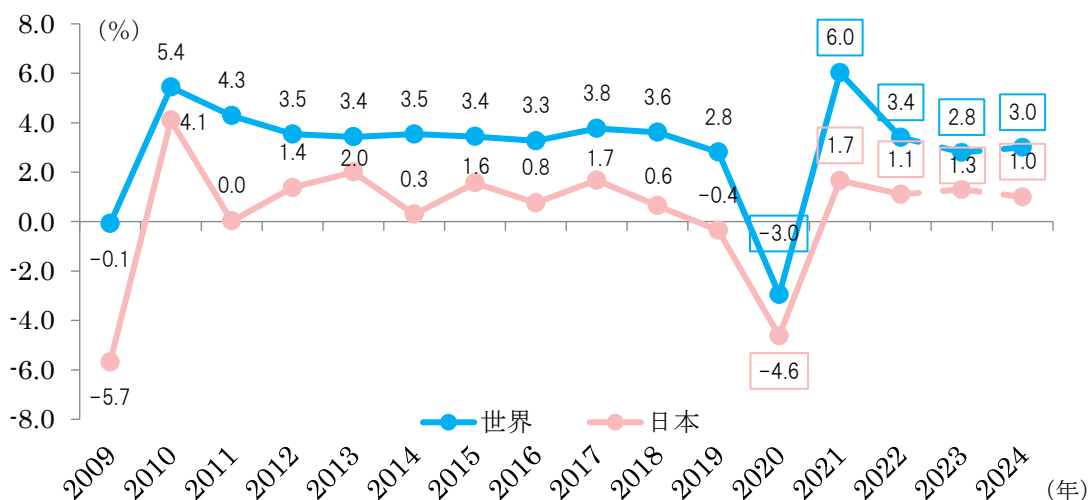
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年度推計）
※破線は前回（2018(H30)年）の推計

②世界と日本の経済成長

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響により、2020(R2)年の世界経済と日本の成長率はともにマイナスとなったが、2021(R3)年・2022(R4)年の世界経済と日本の成長率はともにプラスに転じた。

国際通貨基金（IMF）によれば、2023(R5)年・2024(R6)年もプラス成長と予測されている（資料2）。

[資料 2 : 世界経済の成長率の推移と見通し]



(注) 表中、単位は前年比、%。2023～2024年はIMF予想。
 出典：2009年～2021年…令和3年度福岡県中小企業振興基本計画年次報告（IMF「IMF World Economic Outlook Database October 2022」より作成）、2022年～2024年… IMF「IMF World Economic Outlook Apr.2023」より作成

③国、福岡県における観光の位置づけ

国は、「観光立国推進基本計画」（2023（R5）年3月閣議決定）において、「人口が減り、少子高齢化が進む中、ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、観光を通じた国内外との交流人口の拡大の重要性に変わりはなく、観光は今後とも成長戦略の柱、地域活性化の切り札である。」としている。

福岡県においても、「福岡県総合計画」（2022（R4）年3月発行）や「第二次福岡県観光振興指針」（2020（R2）年3月発行）において、観光を地方創生の観点から重要であると位置付けている。

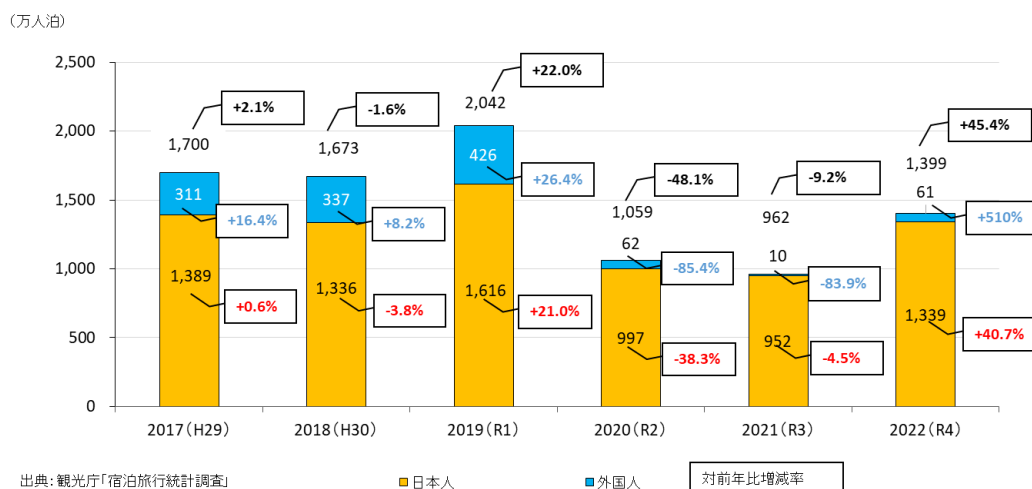
(2) 福岡県における観光の現状と課題

①福岡県の延べ宿泊者数の状況

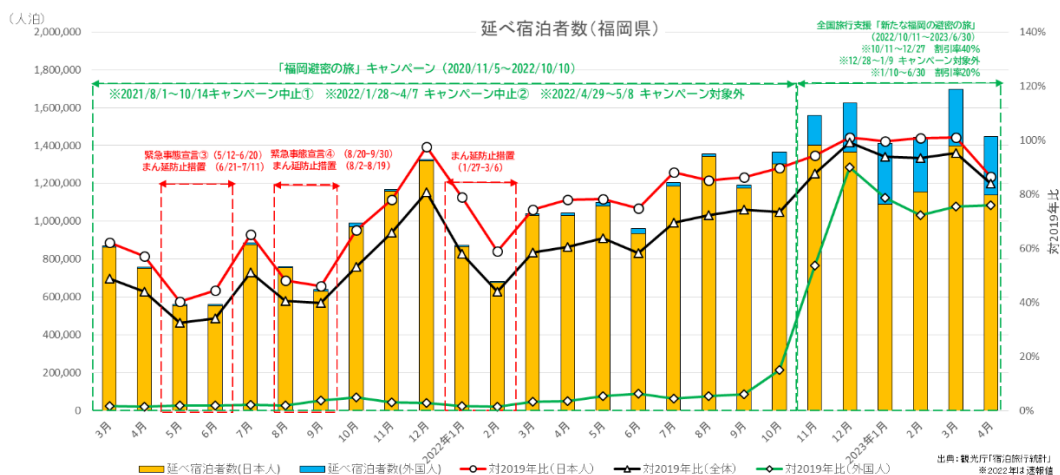
福岡県の延べ宿泊者数については、2019（R1）年に2,042万人泊となり、初めて2,000万人泊を突破したが、2020（R2）年はコロナの影響により2019（R1）年の48.1%減、2021（R3）年は2019（R1）年の46.6%減となった（資料3-1）。

2022（R4）年は、同年10月の国の水際措置の大幅緩和後、外国人延べ宿泊者数の増加もあり、2019（R1）年比で70%程度まで回復している。2023（R5）年の1月～4月は、2019（R1）年比で80%台まで回復している（資料3-2）。

[資料 3-1 : 本県における延べ宿泊者数の推移 (年別)]



[資料 3-2 : 本県における延べ宿泊者数の推移 (月別)]



②福岡県の客室稼働率の状況

本県の旅館業法許可施設における 2019 (R1) 年の客室稼働率は 71.7% で、東京都 79.5%、大阪府 79.0% に次いで全国 3 位と非常に高い水準であったが、2020 (R2) 年は 35.9% で 20 位、2021 (R3) 年は 34.3% で 35 位、2022 年は 46.7% で 23 位と低水準にある (資料 4-1・4-2)。

コロナ禍の 2020 (R2) 年~2022 (R4) 年は、コロナ前と比較すると、全ての宿泊施設タイプにおいて客室稼働率が低下している。特にビジネスホテル、シティホテルの落ち込みが大きく、コロナ禍での Web 会議の浸透などによるものと考えられる。

2023 (R5) 年は、1 月～4 月の状況を見ると、国の水際措置の大幅緩和に伴う外国人宿泊者の増加や全国旅行支援などの効果により、客室稼働率は 70% 近くまで回復し、全国順位も 2019 (R1) 年と同水準まで回復しているものの、ビジネスホテル、シティホテルはコロナ前の客室稼働率まで回復するには至っていない（資料 4-3）。宿泊施設の全般的な傾向として、人員不足により十分な対応ができず、予約を制限せざるを得ないなどの機会損失が生じていることも原因の一つと考えられる。

[資料 4-1：客室稼働率の推移（2019 年における上位 10 都府県）]

	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
全国	61.2%	62.7%	34.3%	34.3%	46.5%
東京都	80.0%	79.5%	33.6%	36.0%	52.5%
大阪府	79.6%	79.0%	27.8%	26.7%	44.6%
福岡県	72.2%	71.7%	35.9%	34.3%	46.7%
千葉県	68.6%	70.6%	36.5%	36.5%	51.9%
神奈川県	65.6%	70.4%	42.8%	41.9%	50.4%
埼玉県	65.4%	70.2%	44.8%	43.7%	54.7%
広島県	66.2%	69.3%	40.8%	38.2%	50.9%
愛知県	70.1%	68.8%	36.8%	38.2%	48.8%
京都府	64.7%	66.3%	27.6%	24.4%	40.7%
沖縄県	63.7%	64.7%	30.2%	25.2%	41.9%

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

[資料 4-2：客室稼働率の推移（2019 年～2022 年）（都道府県別順位・宿泊施設タイプ別）]

	2019 (R1)		2020 (R2)		2021 (R3)		2022 (R4)	
	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位
全国	62.7		34.3		34.3		46.5	
旅館	39.6		25.0		22.8		32.8	
リゾートホテル	58.5	-	30.0	-	27.3	-	43.1	-
ビジネスホテル	75.8		42.8		44.3		56.8	
シティホテル	79.5		34.1		33.6		50.1	
簡易宿所	33.4		15.5		16.6		21.6	
福岡県	71.7	3	35.9	20	34.3	35	46.7	23
旅館	30.7	41	19.4	39	19.9	38	22.6	47
リゾートホテル	44.4	38	21.0	43	19.3	43	22.6	46
ビジネスホテル	79.5	7	39.0	40	37.4	43	50.4	41
シティホテル	80.2	6	41.0	23	39.8	27	58.8	15
簡易宿所	40.2	7	15.6	13	12.9	25	23.5	11

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

[資料 4-3：客室稼働率の推移（2023 年 1 月～4 月）（都道府県別順位・宿泊施設タイプ別）]

単位：％、位

	2023(R5)							
	1月		2月		3月		4月	
	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位
全国	53.6		61.8		66.9		64.3	
旅館	39.2		46.8		52.9		45.1	
リゾートホテル	45.1	-	52.6	-	56.4	-	49.7	-
ビジネスホテル	59.1		67.5		72.5		71.6	
シティホテル	57.0		65.2		71.8		68.5	
簡易宿所	32.3		37.4		43.0		42.9	
福岡県	61.3	2	70.9	2	73.2	3	66.8	9
旅館	31.8	39	36.1	43	40.7	44	33.5	45
リゾートホテル	42.7	16	57.7	8	67.4	5	50.1	18
ビジネスホテル	63.5	6	73.3	7	74.3	17	69.1	27
シティホテル	65.8	3	74.8	3	78.8	6	70.0	16
簡易宿所	44.1	6	55.0	4	65.0	5	45.4	8

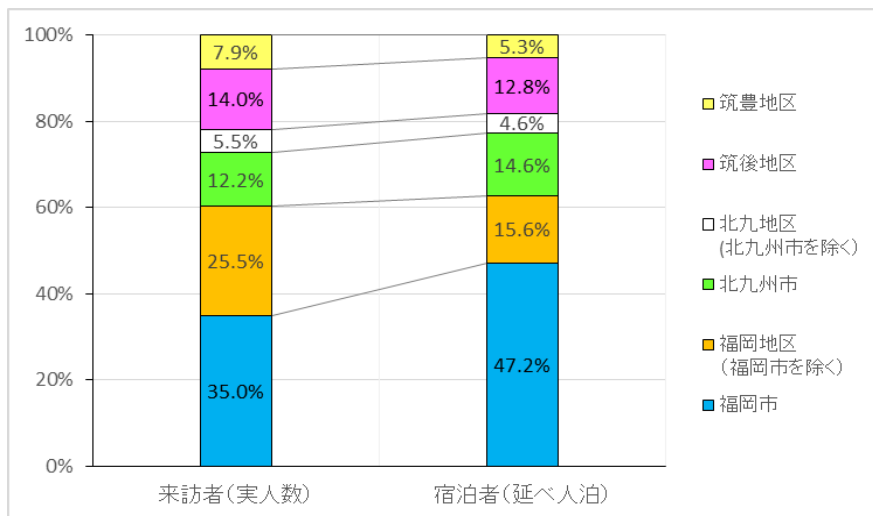
出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」（第二次速報値）

③観光客の県内各地の分布状況

県内の観光客の分布状況を地区別で見ると、2021 (R3) 年の来訪者については福岡地区 60.5%（福岡市 35.0%、福岡市を除く福岡地区 25.5%）と北九州地区 17.7%（北九州市 12.2%、北九州市を除く北九州地区 5.5%）の両地区で 78.2%を占めている。

また、宿泊者についても、福岡地区 62.8%（福岡市 47.2%、福岡市を除く福岡地区 15.6%）と北九州地区 19.2%（北九州市 14.6%、北九州市を除く北九州地区 4.6%）の両地区で 82.0%を占めている（資料 5）。

[資料5：観光客の県内各地における分布状況（2021年）]



出典：「モバイル空間統計」による福岡県観光ビッグデータ調査
 (2022年度福岡県「旅行者の周遊等の状況に関する調査」対象期間：2021.1.1～12.31)

④福岡県への入国外国人数の状況

福岡県への入国外国人数は、2018(H30)年には初の300万人越えとなる約328万人となったが、2019(R1)年は韓国との国際情勢等の影響もあり、約285万人まで減少した。2020(R2)年以降はコロナによる水際措置の影響によりほぼ皆減状態となった。

2022(R4)年10月の水際措置の大幅緩和後は回復傾向が見られ、2023(R5)年5月(速報値)は、2019(R1)年同月比の84%となり、完全にコロナ前まで回復しているとまでは言えないものの、着実に回復に向かっている(資料6-1)。

UNWTO(国連世界観光機関)によれば、今年の国際観光客数の見込みは、シナリオ1では2019(R1)年の95%、シナリオ2でも80%まで回復すると予測されている(資料6-2)。

[資料 6-1 : 外国人入国者の推移及び構成比 (福岡県)]

(万人) 参考: 月別外国人入国者数(万人)

国籍・地域	2016年	2018年	2019年	前年比 伸長率	2022年	対2019年比 伸長率	構成比	2019年	2023年	2023年
	(H28)	(H30)	(R1)		(R4)			5月	4月	5月
合計	260	328	285	-13%	40	-86%	100%	25	21	21
通常入国	181	270	235	-13%	40	-83%	100%	22	21	21
(主な内訳)								84%		
韓国	104	171	122	-29%	26	-79%	65%	12	12	-*
中国	16	22	23	6%	0	-99%	1%	2	0.3	-*
台湾	26	33	35	7%	3	-93%	6%	3	2	-*
香港	14	20	22	10%	2	-91%	5%	2	2	-*
東南アジア	12	13	20	59%	7	-63%	18%	2	3	-*
ヨーロッパ	3	4	5	26%	0.4	-92%	1%	0.4	0.2	-*
米国	2	3	3	10%	0.4	-86%	1%	0.3	0.3	-*
オーストラリア	1	1	1	21%	0.1	-89%	0%	0.1	0.1	-*
クルーズ船	79	58	49	85%	0.0	-100%	0%	4	0	-*

出典: 法務省「出入国管理統計」
※未公表ため集計不可

[資料 6-2 : 2023 (R5) 年における国際観光客数の回復シナリオ]



資料: UNWTO (国連世界観光機関) 資料 (2023年 (令和5年) 1月時点) に基づき観光庁作成。
出典: 令和5年版観光白書

⑤世界から見た福岡県の認知度

世界から見た福岡県の認知度は、アジアにおいては比較的高いものの、欧米豪における認知度は京都、大阪、広島といった西日本の主要都市に比べて低い状況にある（資料7）。

[資料7：日本の観光地認知度]

(単位: %)

認知度	全体	アジア	欧米豪
東京	58	64	47
京都	47	58	27
大阪	51	63	28
広島	35	38	29
福岡	25	34	6
長崎	27	31	18

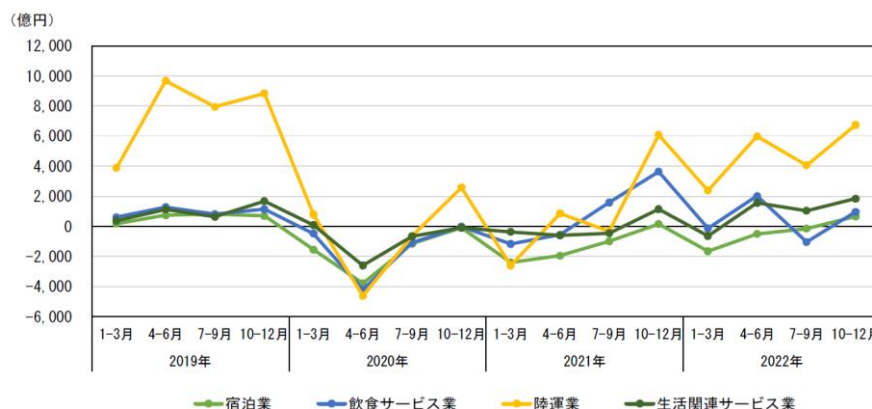
日本政策投資銀行・日本交通公社「アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査(2022年度版)から福岡県抜粋

⑥観光関連産業の経営状況

全国における観光関連産業の経常利益は、コロナによる行動制限などの影響により、2020(R2)年以降はマイナス基調にあったものの、行動制限の緩和や全国旅行支援などにより、2022(R4)年10-12月には宿泊業を含む全ての業種がプラスに転じるなど、回復の兆しが見られる（資料8-1）。

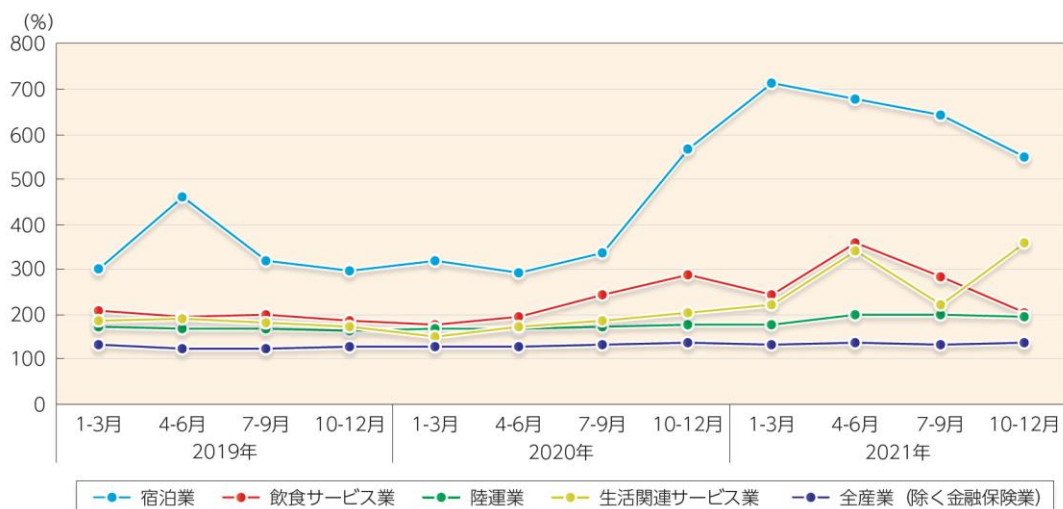
一方で、コロナ禍における事業継続のための借入金により、2020(R2)年から2021(R3)年にかけて、宿泊業の負債比率が急激に増加するなど、観光関連産業の経営は依然として厳しい状況が続いている（資料8-2）。

[資料8-1：観光関連産業の経常利益の状況（2019年～2022年）（全国）]



資料：財務省「法人企業統計調査」
出典：令和5年版観光白書

[資料 8-2：観光関連産業の負債比率の状況（2019年～2021年）（全国）]



資料：財務省「法人企業統計調査」

出典：令和4年版観光白書

⑦ 宿泊業の労働生産性と雇用状況

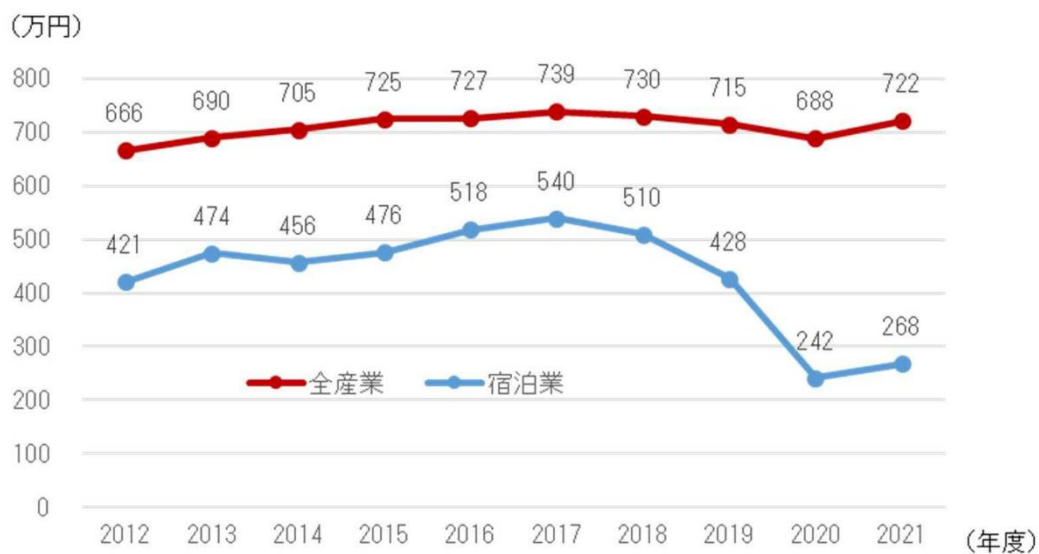
観光需要が回復に向かう中、宿泊業においては、生産性の低さや人員不足といったコロナ感染拡大前からの構造的課題が一層顕在化している（資料 9-1・9-3）。

日本では、旅行需要の季節変動が大きいいため、需要拡大期に短期の雇用を増加させ接客等に対応する形態もみられる。このような雇用の波動性は、労働者の知識・スキルの継続的な蓄積による労働生産性向上の制約要因になっている可能性がある。なお、コロナ禍の2020(R2)年・2021(R3)年は、宿泊客が激減した一方で、事業者の企業努力に加え、国や県の支援金などの活用により雇用を守った結果、労働生産性は一時的に大きく減少したと考えられる。

また、宿泊業の賃金（年間賃金総支給額）は、全産業の平均を下回っており（資料 9-2）、人員不足の原因となっていると考えられる。

福岡県においては、コロナ以降の入職率－離職率は全国と比べて下回っている状況が続いており（資料 9-4）、福岡県が実施した宿泊事業者向けアンケート調査においても、収益減の要因として人員不足という意見が多く寄せられている。

[資料 9-1：労働生産性の推移（全産業、宿泊業）]

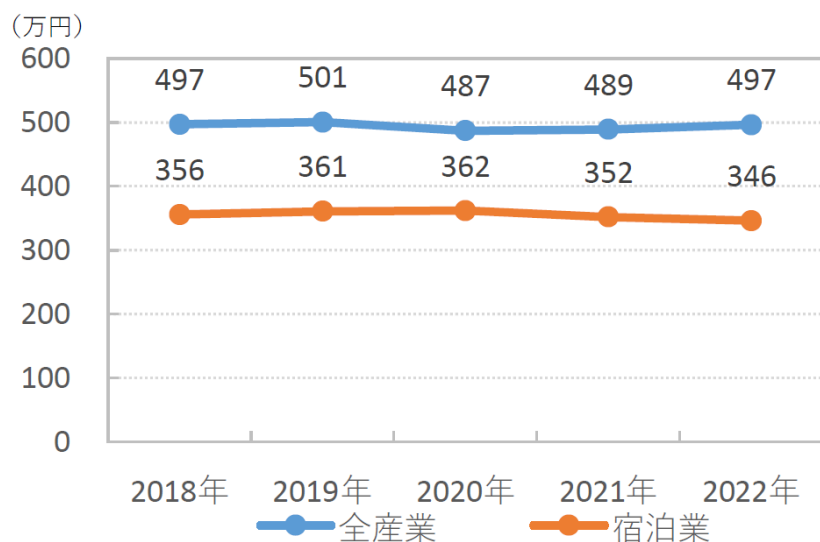


資料：財務省「法人企業統計調査」に基づき観光庁作成。

注1：労働生産性は付加価値額÷期中平均従業員数から算出。全産業は、金融保険業を除く値。

出典：令和5年版観光白書

[資料 9-2：賃金（年間賃金総支給額）の推移（全産業、宿泊業）]



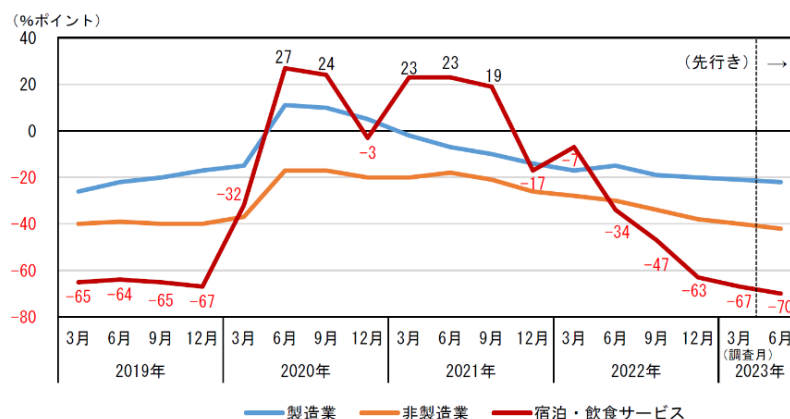
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき観光庁作成。

注1：賃金=一般労働者のきまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額から算出。

注2：2020年（令和2年）から有効回答率を考慮した推計方法に変更。

出典：令和5年版観光白書

[資料 9-3 : 企業の雇用人員判断D. I. の推移]



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査（短観）」に基づき観光庁作成。

注1：雇用人員判断D.I.（「過剰」－「不足」）。全国ベース。2023年（令和5年）6月の先行きは2023年（令和5年）3月時点の回答。

出典：令和5年版観光白書

[資料 9-4 : 入職率、離職率の推移（宿泊業・飲食サービス業）]

	全国			福岡県		
	入職率	離職率	入職率-離職率	入職率	離職率	入職率-離職率
2015	32.5	28.5	4.0	61.3	32.9	28.4
2016	32.1	30.1	2.0	16.8	45.8	△ 29.0
2017	33.2	29.8	3.4	19.6	18.9	0.7
2018	29.3	26.9	2.4	15.2	29.8	△ 14.6
2019	36.3	33.6	2.7	93.0	59.3	33.7
2020	26.3	26.9	△ 0.6	9.9	14.6	△ 4.7
2021	23.8	25.6	△ 1.8	8.2	18.1	△ 9.9

資料：厚生労働省「雇用動向調査」に基づき福岡県作成

※入(離)職率の算出方法

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{入(離)職者数}}{\text{1月1日現在の常用労働者数}} \times 100(\%)$$

⑧県内の観光関連事業者が抱える課題

宿泊事業者向けのアンケートによると、2023(R5)年1月～5月の収益が2019(R1)年1月～5月と比較してマイナスと回答した事業者は、回答のあった事業者の約1/3となっている。マイナスの要因としては、「光熱水費・食料品の高騰」、「人員不足」、「インバウンドの減」、「人件費の高騰」、「修学旅行の減」、「ビジネス客の減」といった回答がなされている。また、経営状況の好転に必要な行政からの支援については、「閑散期の宿泊助成」、「受入環境整備の支援」、「人材確保の支援」、「インバウンドの誘客促進」、「電気代に対する補助」、「宿泊客の多い福岡市以外の地域の支援」といった回答がなされている。

福岡県が実施した飲食店の受入対応強化事業に参加した飲食店へのアンケ

ートによると、「国内・海外ともに観光客を集客したい」といった観光客の受入に意欲がある一方で、観光客受入の課題として、「多言語対応」、「宗教上の食べられない物への対応」、「集客方法」といった意見が寄せられている。

交通事業者からは、「少子高齢化や人口減少による利用者減に加え、コロナの影響や原油価格の高騰もあり、経営環境は非常に厳しい。」「減退する域内消費を観光客で補填・上積みしていくことが重要。」といった声が聞かれる。また、サイクルツーリズムを商機と捉える交通事業者からは、「本格的な需要開拓が課題。行政にはサイクルツーリズムの機運醸成に取り組んでほしい。」といった意見が寄せられている。

(3) まとめ

- ・ コロナにより福岡県の延べ宿泊者数は大きく減少するなど、宿泊業をはじめとした県の観光産業は大きな打撃を受けた。
- ・ 事業継続のための借入金により、全国の宿泊業の負債比率が急激に増加するなど厳しい経営状況が続いている。
- ・ 一方、世界的な情勢を見ると、UNWTO（国連世界観光機関）の見込みでは、今年の世界観光客数はコロナ前の2019(R1)年度を少し下回る水準まで回復すると予測されている。
- ・ 福岡県が今後回復する観光需要を取り込むためには、県の認知度を高める戦略的プロモーションや、客観的なデータに基づくターゲティングの強化に加え、福岡市などの都市部に集中している来訪者及び宿泊者を県内各地へ周遊させる取組が求められる。
- ・ 観光需要が回復に向かう中、宿泊業をはじめとする観光産業は、全国的に生産性の低さや人材不足といったコロナ感染拡大前からの積年の構造的課題が顕在化している。
- ・ 人口が減り、少子高齢化が進む中、コロナ禍を経てもなお、観光は成長戦略の柱、地域活性化の切り札であり、地域の雇用を支える重要な産業である。

3 福岡県宿泊税条例の施行状況

(1) 宿泊税制度の概要

福岡県では、福岡県宿泊税条例（2019(R1)年7月成立、2020(R2)年4月1日施行）に基づき、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊者に宿泊税を課税している。

納税義務者は、県内に所在する①旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業）、②国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）、③住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）に係る施設の宿泊者である。

税率は、宿泊者一人一泊につき200円であるが、北九州市、福岡市内はそれぞれ特例により下記の税率となる。

〈北九州市内の特例〉

税率	参考(内訳)	
	県税率	市税率
200円	50円	150円

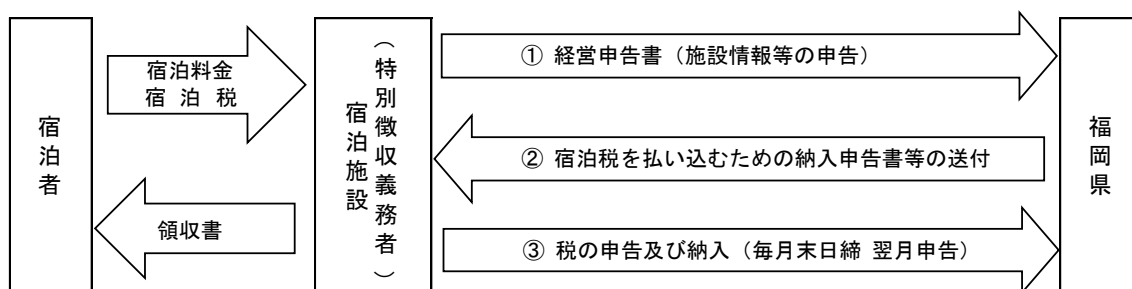
〈福岡市内の特例〉

宿泊料金	税率	参考(内訳)	
		県税率	市税率
2万円未満	200円	50円	150円
2万円以上	500円	50円	450円

※宿泊事業者の負担軽減を図るため、宿泊事業者は北九州市、福岡市に県税分も併せて申告納入

なお、宿泊税は特別徴収の方法によって徴収するものとし、特別徴収義務者は、旅館業、認定事業（特区民泊）又は住宅宿泊事業（新法民泊）に係る施設の経営者（宿泊事業者）となっている。

〈申告納入フロー図〉



○北九州市、福岡市については、両市が県税分も併せて徴収

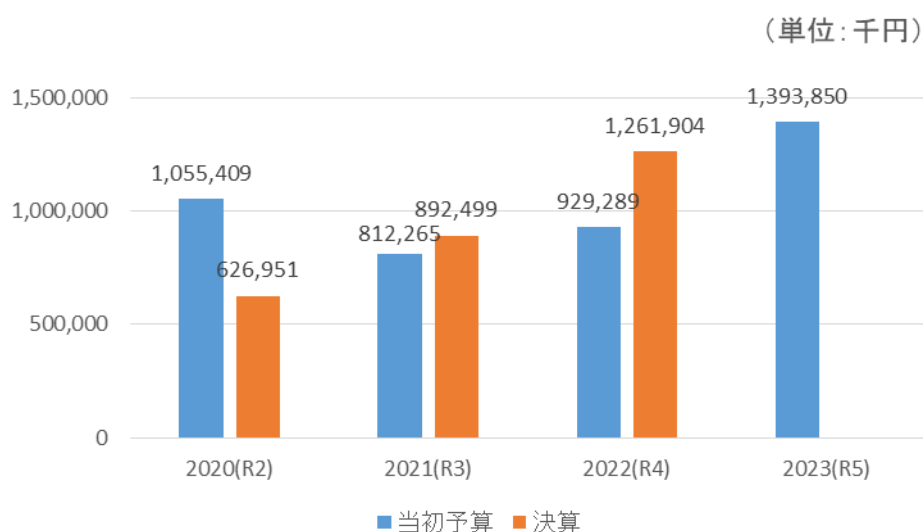
また、福岡県宿泊税条例に基づき、条例の施行から3年経過後、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。（その後においても、5年ごとに同様の検討を行う）。

(2) 宿泊税収及び宿泊税基金残高の推移

① 宿泊税収の推移

宿泊税収は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020(R2)年度は当初の見込み(10.1億円)を大きく下回り、6億円にとどまる一方、2021(R3)年度は9億円まで回復し、2022(R4)年度は13億円、2023(R5)年度は14億円が見込まれる(資料10)。

[資料10：宿泊税収の推移(福岡県)]



※2022(R4)の決算は2月補正後予算

② 宿泊税基金残高の推移

宿泊税基金残高は、2020(R2)年度に税収が当初の見込を大きく下回る一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下、「コロナ臨時交付金」という。※)を最大限活用してコロナ禍における観光振興に取り組んだ結果、2020(R2)年度末残高は2億4,000万円となった。

2021(R3)年度、2022(R4)年度は、コロナの影響が不透明な中、税収が当初の見込みを上回ったことにより、2022(R4)年度末の基金残高は6億5,000万円の見込み。2023(R5)年度は、コロナ禍を乗り越え、本県観光の本格的な復興を目指し、2024(R6)年春の福岡・大分デスティネーションキャンペーン(※)に向けた取組を強力的に推進することなどにより、2023(R5)年度末の基金残高は4,000万円の見込みである(資料11)。

※コロナ臨時交付金…新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう国が創設した交付金

※デスティネーションキャンペーン…JR6社と地元自治体等が共同で実施する国内最大級の観光誘客キャンペーン

[資料 11：宿泊税基金残高の推移（福岡県）]

(単位:千円)

		2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
基金 積立額 a-b+c	税込(a)	626,951	892,499	1,261,904	1,393,850
	賦課徴収 経費(b)	122,524	53,278	75,393	82,970
	基金 運用益(c)	0	103	84	110
		504,427	839,324	1,186,595	1,310,990
基金取崩額		261,777	762,913	849,939	1,927,627
基金残高		242,650	319,061	655,717	39,080

※R2、R3は決算額。R4はR4年度2月補正後見込額。R5は当初予算額。

(3) 宿泊税充当事業の概要

①税充当の考え方

宿泊税は、観光振興という特定の目的の実現のために課す「法定外目的税」であることを踏まえ、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充当している。

具体的には、第2次福岡県観光振興指針の考え方に沿って、(1)受入環境の充実、(2)観光資源の魅力向上、(3)効果的な情報発信、(4)観光振興の体制強化、(5)市町村への財政的支援に充当している。

なお、宿泊税が新たな財源確保策として導入されたものであることを踏まえ、新たな施策、あるいは既存施策の拡充に充当している(2018(H30)年11月の「福岡県観光振興財源検討会議報告書」に基づく)。

②税充当事業の概要

2020(R2)年度は、コロナ臨時交付金を最大限活用した結果、宿泊税の活用は限定的となっている。

2021(R3)年度および2022(R4)年度は、旅行者の満足度や利便性向上のため、宿泊事業者が行うバリアフリー化や多言語案内などの受入対応強化に対する支援や、福岡市などの都市部に集中している旅行者に県内各地の魅力を発信するため、新たな観光エリアの創出・プロモーションなどに取り組んでいる。

[資料 12 : 税充当事業総括表 (福岡県)]

(単位: 千円)

	2020(R2)		2021(R3)		2022(R4)		主な事業
	事業費	うち宿泊税	事業費	うち宿泊税	事業費	うち宿泊税	
(1)受入環境の充実	22,848	14,046	534,803	371,360	69,755	69,755	○宿泊事業者が行う受入対応強化を支援 ○宿泊事業者が行う生産性向上の取組みを支援
(2)観光資源の魅力向上	31,669	16,288	160,500	88,143	281,297	217,804	○統一的なテーマ設定による資源開発と商品造成を支援 ○サイクルツーリズムを推進
(3)効果的な情報発信	10,348	5,246	84,895	43,149	305,223	239,378	○福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた取組を推進 ○インバウンド回復に向けたデジタルプロモーションを実施
(4)観光振興の体制強化	18,982	9,782	34,880	24,524	87,742	87,742	○県内各地域の観光を支える人材を育成 ○観光団体のDMO化を加速
(5)市町村への財政的支援	216,415	216,415	235,737	235,737	235,260	235,260	○福岡県宿泊税交付金を県内市町村に交付
合計	300,262	261,777	1,050,815	762,913	979,277	849,939	

※2020年度、2021年度は決算額、2022年度は2月補正後予算額

(4) 主な税充当事業の実績と効果

福岡県では、第2次福岡県観光振興指針の考え方に沿って、①受入環境の充実、②観光資源の魅力向上、③効果的な情報発信、④観光振興の体制強化、⑤市町村への財政的支援に宿泊税を充当している。

2020(R2)年度から4年度の3年間の①～⑤ごとの主な税充当事業の実績と効果は、以下の通りである。

①受入環境の充実

福岡県では、全ての旅行者が快適に旅行を楽しめる環境の整備に取り組んでいる。2020(R2)年度から2022(R4)年度の3年間は、主に宿泊事業者が行うバリアフリー化や多言語案内などの受入対応強化の支援や、宿泊事業者が行う生産性向上の取組みの支援、外国人旅行者向け災害対応マニュアルの策定などに取り組んだ。

宿泊事業者が行う受入対応強化の支援については、両政令市を除く県内の宿泊施設799施設の約1/4の212施設が県の支援メニューを活用した。受入対応強化の支援に対する宿泊事業者の声として、「風呂、トイレのバリアフリー化に関して大変好評。特にお風呂が良くなったことで、予約が増えたと感じる」、「ワーケーションスペースは長期滞在客に好評」、「Wi-Fi整備は外国人宿泊客の方に好評」などが寄せられている。

また、生産性向上の取組みの支援に対する宿泊事業者の声として、「スマートフォンから予約可能なシステムを導入し、フロント業務を効率化したことで、新たなサービスや企画に業務時間を割くことができるようになった」、「風呂を増設したことで、宿泊者数が増加するとともに、お客様の浴場待ち時間が減ったことで、案内するスタッフの労働時間が短くなり、人件費も削減できた」、「客室リノベーションにより、販売単価がアップし、売上げの向上が見込めるようになった」などが寄せられている。

【受入対応強化支援実績(一例)】

折りたたみ式の簡易スロープの設置



※資料協力：亀乃屋

デジタルサイネージの設置



※資料協力：大観荘

【生産性向上にかかる支援実績(例)】

ロボット掃除機の導入（業務効率化）



※資料協力：清乃屋

客室リノベーション（売上向上）



※資料協力：エンナンホテル久留米

②観光資源の魅力向上

福岡県では、旅行者がより楽しく過ごせるように食や歴史、文化等の福岡県ならではの魅力ある観光資源の発掘、磨き上げ、活用に取り組むとともに、サイクリングをはじめとしたアクティビティ、農林漁業体験等と観光を組み合わせた体験、交流、滞在型の観光振興を推進している。

福岡県ならではの魅力ある観光資源の発掘、磨き上げとしては、県内6地域に設定した広域観光エリアにおいて、各エリアの強みを活かしながら、他地域との差別化を図るための“尖った”観光テーマを設定し、観光客のニーズに沿った体験プログラムの磨き上げ等を行い、「食べる、遊ぶ、泊まる」を一体的に楽しめる本県の新たな“観光の核”となる地域づくりを推進している。加えて、広域観光エリアにおける体験プログラム開発や受入環境整備、観光消費促進に関する事業を実施する観光関連事業者への支援や、古民家や自然景観とアクティビティを組み合わせたグランピング等の新規整備又は改修を実施する宿泊事業者の支援に取り組んだ。

【広域観光エリアの概要】

エリア	テーマ	体験プログラム数	主な体験プログラムの利用者感想
筑前玄海エリア	「イカのまち」	20	イカ王国筑前玄海イカフェア…イカスミを使ったバーガーが斬新かつ美味しかった。
八女・筑後・広川エリア	「クラフトのまち」	17	オリジナルブレンド八女茶づくり…自分好みの八女茶を作ることができて楽しかった。
飯塚・嘉麻・桂川エリア	「エネルギーの源があるまちココロとカラダの健康～」	17	アドベンチャーチャレンジ…シャワークライミングは初挑戦だったが、ガイド付きのため安心して楽しむことができた。
京築エリア	「神楽の里・鬼すごい京築」	22	森林セラピー…鬼の石段などのパワースポット巡りは非日常感があって面白かった。
久留米・うきは・朝倉エリア	「ヘルス&ビューティーのまち」	19	椿オイルクリームづくり…上質な椿オイルを使ったクリームなので、使うのが楽しみ。
日田彦山線 BRT ひこぼしライン沿線エリア	「ものづくりと修験の文化が息づくまち」	8	キャンプ飯…自分が釣ったヤマメや原木椎茸を使ったご飯がとても美味しかった。

【体験プログラムの例】

筑前玄海エリア



イカ王国筑前玄海イカフェア

八女・筑後・広川エリア



オリジナルブレンド八女茶づくり

飯塚・嘉麻・桂川エリア



アドベンチャーチャレンジ

体験、交流、滞在型の観光振興としては、サイクルツーリズムを推進するため、広域サイクリングルート（※）の整備や、台湾からのサイクリスト誘客、サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要を創出するための事業開発支援に取り組んだ。事業開発支援を利用した交通事業者からは、「ツール・ド・九州をはじめ、九州でサイクルツーリズムの機運が高まる中、県の補助制度は事業化の一助となった。」などの意見が寄せられている。

※国内外からサイクリストを誘客するため、県内に10の広域モデルルートを設定

【矢羽根型路面標示】



【西鉄サイクルバス「サイクルカーゴ」】



③効果的な情報発信

福岡県では、デジタル媒体を活用したプロモーションを推進するとともに、各地域と連携して造成した広域観光ルート等をターゲットに合わせて情報発信を行っている。

デジタル媒体を活用したプロモーションとしては、ウェブサイト「じゃらん遊び・体験」内に、6つの広域観光エリアのテーマや特色、エリア内で体験できるプログラムの情報をワンストップで提供できる特設ページ「新しい『ふくおかあそび』」を開設したほか、海外の旅行会社向けにメタバースを活用したオンライン観光説明会を実施した。

また、日本最大級の観光キャンペーンである「JRデスティネーションキャンペーン」の2024(R6)年春の開催地として、福岡県と大分県が共同で採択されたことを受け、福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた取組を進めている。

【特設ページ「新しい『ふくおかあそび』」】



【福岡・大分デスティネーションキャンペーンロゴマーク】



【メタバースを活用したオンライン観光説明会】



至福の旅! 大吉の旅! 福岡・大分
福岡・大分デスティネーションキャンペーン

④観光振興の体制強化

福岡県では、観光まちづくりに取り組む団体や観光関連事業者の人材育成や、日本版 DMO（※）の登録を目指す観光協会等の機能強化の支援に取り組んでいる。

人材育成としては、多様化する観光ニーズに対応する人材を育成し、観光客が安心・快適に旅行できる環境を整備するための研修を実施した。研修に参加した飲食店からは、「インターネット集客術はとても参考になり、お客さんが来てくれるようになった。」「インバウンド回復に向けての多言語対応やメニュー表記について、具体的な方法を聞くことができ大変参考になった。」などの意見が寄せられている。

観光協会等の機能強化支援としては、DMO 本登録に必要な専門人材の育成講座の実施や、DMO 登録要件等に関する相談・指導を行うワンストップ支援窓口の設置に取り組んだ。DMO 本登録に必要な専門人材の育成講座に参加した観光協会からは、「観光データやデジタルプロモーションの基礎知識・手法を習得することができた。」などの意見が寄せられている。

DMO の登録に向けて県が支援した団体数は 10 団体であり、うち 8 団体が登録 DMO、1 団体が候補 DMO となっている。

※DMO…地域の多様な関係者を巻き込みつつ、データに基づく戦略策定等科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人

【DMO 本登録に向けた専門人材育成研修の様子】 【DMO 登録要件等に関するワンストップ支援窓口の様子】



⑤市町村への財政的支援（福岡県宿泊税交付金）

福岡県では、県全体の観光の底上げを図る観点から、市町村がそれぞれの地域の現状と課題を踏まえ、創意工夫を凝らした観光振興施策を実施できるよう、宿泊税を活用して市町村に対する財政的支援（福岡県宿泊税交付金の交付）を行っている。

【福岡県宿泊税交付金の制度概要】

交付対象者	県内市町村（独自に宿泊税を課す市町村を除く）												
交付対象事業	<p>① 令和2年度以降新たにまたは拡充して実施する観光振興事業</p> <p>② ①の事業のうち、令和3年度以降に継続して実施する事業</p> <p>③ ①または②の事業を実施するため、基金に積み立てる事業（基金積立年度の翌々年度末までに実施する事業に限る）</p> <p>※ 基金積立年度の翌々年度末に基金残高が生じる場合は、県へ返還</p>												
配分基準	<p>ア. 宿泊者数による配分と、宿泊者の一定割合が宿泊地以外の県内他地域を訪問していることから、イ. 旅行者数による配分を行う。</p> <p>①予算配分のウェイト</p> <p>宿泊者の2割が宿泊市町村以外の県内他市町村を訪問している分析結果（観光ビッグデータ調査（※））に基づき、次のとおりとする。</p> <p>※株式会社ドコモ・インサイトマーケティング「モバイル空間統計」を活用した動態調査</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>配分項目</th> <th>ウェイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 宿泊者数</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>イ. 旅行者数</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②市町村への配分</p> <p>同一基準で客観的に分析できる指標として、以下の指標を用いる。</p> <p>なお、県全体の観光の底上げを図る観点から、最小交付金額は50万円とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>配分項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 宿泊者数</td> <td>宿泊税実績（調定ベース）</td> </tr> <tr> <td>イ. 旅行者数</td> <td>県が実施した「観光ビッグデータ調査」に基づく市町村ごとの旅行者数</td> </tr> </tbody> </table>	配分項目	ウェイト	ア. 宿泊者数	80%	イ. 旅行者数	20%	配分項目	指標	ア. 宿泊者数	宿泊税実績（調定ベース）	イ. 旅行者数	県が実施した「観光ビッグデータ調査」に基づく市町村ごとの旅行者数
配分項目	ウェイト												
ア. 宿泊者数	80%												
イ. 旅行者数	20%												
配分項目	指標												
ア. 宿泊者数	宿泊税実績（調定ベース）												
イ. 旅行者数	県が実施した「観光ビッグデータ調査」に基づく市町村ごとの旅行者数												

観光スポットのトイレ整備、駐車場整備、照明設備整備、Wi-Fi環境整備や、集客イベント・キャンペーン等の実施、観光協会におけるインバウンド対応人材の登用などに活用されている。

【活用事例】



キャンプ場のトイレ整備



観光スポットの Wi-Fi 環境整備



観光案内板の整備

なお、福岡県が市町村向けに実施したアンケート調査によると、「観光振興に取り組むうえでの財源確保の一助になった」、「新たに観光振興に係る取組みを考えるきっかけになった」、「自治体内での観光振興に対する意識が高まった」といった意見が多く出た。

(5) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の活用状況

福岡県では宿泊税導入当初からコロナ禍に見舞われたため、特に2020(R2)年度は宿泊税収が当初の見込みを下回り、宿泊税を活用した事業は限定的となった一方で、宿泊税の代替財源として臨時交付金を有効活用している(資料13・14)。

また、福岡県では、観光庁の補助金などを活用し、「福岡避密の旅観光キャンペーン事業※」を実施するなど、コロナ禍で落ち込んだ観光需要の回復に取り組んだ(資料15)。

※福岡避密の旅観光キャンペーン事業…県内旅行の際の宿泊代や旅行商品代を割引くことで観光需要を喚起

[資料13：コロナ臨時交付金の活用を含めた宿泊税充当事業総括表]

(単位：千円)

	当初予算額+前年度からの繰越額					決算額				
	事業費	財源内訳				事業費	財源内訳			
		宿泊税+ 臨交金	宿泊税	臨交金	その他		宿泊税+ 臨交金	宿泊税	臨交金	その他
R2	1,189,899	922,534	922,534	0	267,365	584,212	545,727	261,777	283,950	38,485
R3	1,289,477	1,167,297	754,262	413,035	122,180	1,257,722	1,126,793	762,913	363,880	130,929
R4	1,106,459	974,733	932,565	42,168	131,726	1,055,905	926,567	849,939	76,628	129,338
合計	3,585,835	3,064,564	2,609,361	455,203	521,271	2,897,839	2,599,087	1,874,629	724,458	298,752

[資料14：コロナ臨時交付金の活用により実施した主な事業]

(単位：千円)

年度	事業内容	事業費	うち臨交金
R2	宿泊事業者が行う受入対応強化に対する支援	135,238	117,618
	県内周遊のためのレンタカー助成	87,804	87,804
	欧米豪市場や中国市場などの幅広い国・地域からの誘客促進	54,073	54,073
	インバウンド向け体験プログラムを組み込んだ旅行商品の造成支援	18,164	18,164
R3	広域サイクリングルート整備	311,714	311,714
R4	本県を行程に組み込んだ修学旅行へのバス代の一部助成	34,460	34,460

[資料 15 : 「福岡避密の旅」 観光キャンペーンの概要]

	販売期間	利用期間	利用対象者	利用条件	目標人数	助成内容	利用実績
第1弾	R2.11.5(木)～ R3.2.28(日)	R2.11.5(木)～ R4.10.10(月)	全国	ワクチン接種 歴(3回)また は検査結果 (陰性)の提 示 (※2)	10万人	宿泊代金の1/2割引(最大5,000円)	13.8万人
第2弾	R3.6.30(水)～ R3.7.20(火)	R3.7.12(月)～ R4.10.10(月)	県民限定		7万人	①宿泊・旅行代金の1/2割引(最大 5,000円/泊、3,000円/日帰り) ②最大2,000円のクーポン付与	2.7万人
第3弾	R3.7.26(月)～ R4.10.10(月)				61万人		72.3万人
第4弾	R3.12.10(金)～ R4.10.10(月)		福岡県、山口県、 佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県 居住者(※1)		200万人	①宿泊・旅行代金の40%割引 (交通付き宿泊商品 最大8,000円/泊 宿泊のみ 最大5,000円/泊・回) ②最大3,000円のクーポン付与	134.7万人
新たな福岡 の避密の旅 観光キャン ペーン	R4.10.11(火)～ R4.12.27(火)		全国		110万人	①宿泊・旅行代金の20%割引 (交通付き宿泊商品 最大5,000円/泊 宿泊のみ 最大3,000円/泊・回) ②最大2,000円のクーポン付与	—

※1: 鹿児島県はR4年4月8日から、宮崎県は5月9日から追加

※2: R5年5月8日からは不要

(6) 独自に宿泊税を課税する両政令市との役割分担の状況

①役割分担の内容

福岡県宿泊税条例においては、福岡県観光振興財源検討会議の報告書を踏まえ、市町村が独自に宿泊税を課す場合の県税は100円となっているが、同条例の特例措置として、北九州市および福岡市の両政令市については県税を50円としている。

これは、宿泊税の導入に当たり、両政令市においては大規模な観光地づくりや、外国人観光客を意識した受け入れ環境の充実などに取り組んできた実績があることや、その組織体制も整っていることを踏まえ、県と両政令市がそれぞれ協議を行った結果、観光振興指針の4つの施策体系のうち政令市内における「①受入環境の充実」、および「②観光資源の魅力向上」については、基本的に両政令市が担い、県ではこれらを実施しないこととなったことによる。

なお、県は、県全体の観光の底上げに資する広域観光を推進する観点から、両政令市内においても、観光振興指針の4つの施策体系のうち「③効果的な

情報発信」および「④観光振興の体制強化」を実施することとなっている。

②役割分担の状況

県は、広域観光を推進する観点から、「③効果的な情報発信」として、福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた取組や、インバウンド回復に向けたデジタルプロモーションを実施しており、両政令市も含め県全体の観光の魅力発信に取り組んできた。また、「④観光振興の体制強化」として、両政令市も含め人材育成のための研修や、DMO 本登録に必要な専門人材の育成講座の実施、DMO 登録要件等に関する相談・指導を行うワンストップ支援窓口の設置に取り組んできた。

なお、北九州市では、持続的な観光振興、九州の玄関口としての機能強化を推進するため、小倉駅観光案内所のリニューアルやデジタルサイネージの設置などによる観光案内機能強化、日本新三大夜景の都市再認定に向けた取組強化や夜景・産業観光等の強みを活かした観光資源の魅力向上などに取り組んできた。

福岡市では、マリンメッセ福岡 B 館等の MICE 施設の整備などによる九州のゲートウェイ都市機能強化のほか、多様な食文化や多言語、キャッシュレス等に対応する店舗の拡充などの大型 MICE 開催等の集客拡大への対応に取り組んできた。また、宿泊事業者が取り組む生産性向上等への支援や、海辺の観光振興を推進する「Fukuoka East & West Coast プロジェクト」の実施などにより、地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進に取り組んできた。

(7) まとめ

- ・福岡県では宿泊税の導入と同時にコロナ禍に見舞われ、特に初年度の2020(R2)年度は宿泊税収が大きく落ち込み、宿泊税の活用は限定的となった。
- ・一方で、コロナ臨時交付金を最大限活用し、コロナ禍においても観光振興施策に取り組むとともに、観光庁の補助金などを活用し「福岡の避密の旅キャンペーン事業」を実施するなど、コロナ禍で落ち込んで観光需要の回復に取り組んだ。
- ・2021(R3)年度、4年度は宿泊税収が回復し、旅行者の満足度や利便性向上のため、宿泊事業者が行うバリアフリー化や多言語案内などの受入環境の充実や、福岡市などの都市部に集中している旅行者に県内各地の魅力を発信するため、新たな観光エリアの創出・プロモーションに取り組んだ。
- ・また、市町村が創意工夫のもと実施する観光振興施策を支援するため、福岡県宿泊税交付金を交付するなど、宿泊税を活用して県全体の観光の底上げを図った。
- ・こうした施策に対して、宿泊客からは、宿泊事業者が行った受入環境の充実に係る事業の効果を実感する声が、新たな観光エリアにおける体験プログラムの利用者からは、プログラムに満足した声が、県内市町村からは宿泊税交付金に対して評価する声が、それぞれ寄せられている。
- ・これらの評価を踏まえると、事業効果については一定程度評価できる。
- ・両政令市とは、役割分担のもとそれぞれ事業を実施している。今後も、両政令市と実務協議を密に行うなど、情報やデータを共有し、事業効果を最大限発揮できるようにすべき。
- ・そのほか、宿泊事業者からは、宿泊税の用途や活用方法について知る機会があればよい、という意見も寄せられている。今後、県においては、より効果的な広報活動について期待する。

4 税制度のあり方

(1) 現行制度の概要

①納税義務者（課税免除）

<納税義務者>

現行の納税義務者は、福岡県観光振興財源検討会議の報告書を踏まえ、県内に所在する①旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業）、②国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）、③住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）に係る施設の宿泊者としている。

また、他の宿泊税導入自治体の多くが、簡易宿所、民泊及び特区民泊の宿泊者を納税義務者としている。

<福岡県観光振興財源検討会議の報告書（抜粋）>

- ① 宿泊客は、宿泊施設の形態に関わらず行政サービスを一定程度享受していることから、簡易宿所、民泊及び特区民泊の宿泊者を納税義務者としないことは、公平性の観点から適切ではない。
- ② 本検討会議において、「宿泊税を導入する場合、民泊も含め不公平感のない形にしてほしい」という意見が出されている。
- 以上のことから、ホテル、旅館、簡易宿所、民泊、特区民泊の宿泊者を対象とするべきであると考えられる。

<他の宿泊税導入自治体の納税義務者の設定状況>

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
宿泊施設の形態	ホテル 旅館	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊 特区民泊	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊 特区民泊	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊

<課税免除>

現行制度は、「課税免除の対象については、先行自治体において対応が異なっており、誘客への影響や宿泊事業者等にとっての事務負担等も考慮に入れ、慎重に検討すべきである」という福岡県観光振興財源検討会議の報告書を踏まえ、課税免除制度を導入していない。

また、他の宿泊税導入自治体のうち、京都市、北海道倶知安町および長崎市が修学旅行生などに対する課税を免除している。

<他の宿泊税導入自治体の課税免除制度の導入状況>

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
課税免除制度	なし	なし	修学旅行等	なし	修学旅行等	なし	なし	修学旅行等

②免税点

現行制度は、福岡県観光振興財源検討会議の報告書を踏まえ、免税点（一定金額以下は課税の対象とならない場合のその一定金額）を設けていない。

また、他の宿泊税導入自治体の多くが、免税点を設けていない。

<福岡県観光振興財源検討会議の報告書（抜粋）>

- ① 宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等であることから、広く課税し公平性を確保することが適当である。
- ② 宿泊客は宿泊以外にも移動や物・サービスの購入等、様々な場面で消費しており、一定の担税力を有すると考えられる。
- 以上のことから、免税点を設けないことが適当であると考えられる。

<他の宿泊税導入自治体の免税点の設定状況>

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
免税点	1万円未満	7,000円未満	なし	なし	なし	なし	なし	なし

③税率

<税率区分>

現行制度は、福岡県観光振興財源検討会議の報告書を踏まえ、税率区分を設けず、一律の税率（200円）としている。

なお、他の宿泊税導入自治体の中には、行政需要や担税力等を考慮のうえ、税率区分を設けている自治体もある。

<福岡県観光振興財源検討会議の報告書（抜粋）>

- ① 宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等であることから、一律の税率で課税し公平性を確保することが適当である。
- ② 特別徴収義務者となることが想定される宿泊事業者等にとって簡素な制度とすることが望ましい。
- 以上のことから、税率区分を設けず、一律の税率とすることが適当であると考えられる。

<他の宿泊税導入自治体の税率区分の状況>

自治体名	東京都		大阪府		京都市		金沢市		北海道 倶知安町	長崎市	
税率	10,000円以上 15,000円未満	100円	7000円以上 15,000円未満	100円	20,000円未満	200円	20,000円未満	200円	1人、1部屋または1棟の 宿泊料金の2% ※各宿泊施設が宿泊料金の 算定方法によって選択	10,000円未満	100円
			15,000円以上 20,000円未満	200円	20,000円以上 50,000円未満	500円				10,000円以上 20,000円未満	200円
	15,000円以上	200円	20,000円以上	300円	50,000円以上	1,000円	20,000円以上	500円		20,000円以上	500円

<税率>

現行制度は、宿泊者一人一泊につき 200 円であるが、独自に宿泊税を課税する両政令市内については、県と両政令市との役割分担に基づき、50 円としている。

宿泊税は、観光振興を図る施策に要する費用に充てるために導入した法定外目的税であることから、制度設計にあたっては、行政需要に見合った税収規模となっているか検討する必要がある。

2023(R5)年度当初予算における宿泊税収は、約 14 億円（賦課徴収経費を除くと約 13 億円）で、基金取崩額は約 19 億円。このうち約 6 億円は、福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた関連経費(2.9 億円)や、閑散期の平日における宿泊助成(3.1 億円)などの臨時的な行政需要であり、これらを除く行政需要については約 13 億円となり、大幅に乖離しているという状況にはない（資料 16）。

[資料 16: 2023 (R5) 年度当初予算における宿泊税充当事業について (福岡県)]

(単位: 千円)

	事業費	うち宿泊税	主な事業		
				事業費	うち宿泊税
(1) 受入環境の充実	152,575	139,311	○宿泊事業者が行う生産性向上の取組みを支援 ○ユニバーサルツーリズムを推進 ○サイクルツーリズムを推進	79,994 18,268 225,642	79,994 18,268 219,800
(2) 観光資源の魅力向上	622,141	609,374	○福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた取組を推進 ・市町村が実施する特別イベントの開催を支援 ・複数市町村が連携して実施する観光素材の開発等を支援	177,621 (120,000) (57,621)	177,621 (120,000) (57,621)
(3) 効果的な情報発信	756,415	742,181	○閑散期の平日における県内宿泊への助成	311,928	311,928
			○福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた取組を推進	116,045	116,045
			・公式ガイドブックの制作やJR・旅行会社とのタイアップキャンペーンを実施 ・DCを活用したインバウンドプロモーションを実施 ○富裕層を対象とした高付加価値・高単価な旅行商品を造成	(86,976) (29,069) 33,610	(86,976) (29,069) 33,610
(4) 観光体制の強化	103,974	103,974	○県内各地域の観光を支える人材を育成 ○ハラル・ヴィーガンなど多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備 ODMOの新規事業創出のための異業種マッチング等を支援	12,228 11,469 10,020	12,228 11,469 10,020
(5) 市町村への財政的支援	332,787	332,787	○福岡県宿泊税交付金を県内市町村に交付	332,787	332,787
合計	1,967,892	1,927,627			

④徴収方法

現行制度は、福岡県観光振興財源検討会議の報告書を踏まえ、特別徴収の方法によって徴収するものとし、特別徴収義務者は、旅館業、認定事業（特区民泊）又は住宅宿泊事業（新法民泊）に係る施設の経営者（宿泊事業者）として

いる。
宿泊税を導入している全ての他自治体も、徴収方法を特別徴収とし、特別徴収義務者を宿泊事業者としている。

<福岡県観光振興財源検討会議の報告書（抜粋）>

- ① 全ての宿泊税導入先行自治体において、徴収方法を特別徴収とし、特別徴収義務者を宿泊事業者等としている。
- ② 個々の宿泊者から徴収することは困難であり、宿泊事業者等による特別徴収以外は現実的ではない。
- 以上のことから、徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者等とすることが適当であると考えられる。

なお、県では、宿泊税の特別徴収に係る経費の一部を支援するため、特別徴収義務者に対して宿泊税報償金を交付している。この報償金については、北九州市、福岡市と同様の制度としており、原則として納期限までに申告納入された宿泊税額の 2.5%、2020 (R2) 年度から 6 年度までの間は、特例として 3%（※）を交付することとなっている。

※2020(R2)年度から6年度までの間は、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納入期限までに納入した場合は、さらに0.5%を加算し、3.5%を交付することとなっている

(2) 現行制度に対する宿泊事業者の声

宿泊事業者アンケート調査によると、宿泊税に関する宿泊者の認知度について、約6割が、「知られている」、または「概ね知られている」と回答している。また、宿泊税に関する宿泊客の反応については、約9割が「宿泊税について改めて説明することは少ない」、または「宿泊税について説明を行えば概ね理解してもらえることが多い」と回答している。

一方で、徴税事務で苦勞していることについて、約5割が、宿泊税納入申告書の作成や県への払い込み手続きで苦勞していると回答している。

宿泊事業者アンケート調査の自由記載欄には、「銀行窓口で支払うのが手間なのでクレジット等への対応をお願いしたい。」といった払い込み手続きについて改善を求める声の一部あった。

(3) まとめ

宿泊税制度のあり方について（論点）

- ・現行制度における制度設計について、設計時の考え方や社会情勢変動を踏まえ、納税義務者、免税点、税率について見直しの必要性があるか

5 おわりに